

佐倉市 地域生活支援拠点等の整備 のためのガイドライン (案)

令和6年9月
佐倉市 福祉部 障害福祉課



目 次

1. 地域生活支援拠点等の概要	P3
2. 地域生活支援拠点等の整備手法	P5
3. 佐倉市における地域生活支援拠点等の整備状況等	P6
4. 緊急時支援に係る登録手続	P7
5. 地域生活支援拠点等の機能を担う機関の登録手続	P10
6. 地域生活支援拠点等に係る主な加算	P18
7. 「地域生活支援拠点等運営委員会」の概要	P19
8. 佐倉市地域生活支援拠点等事業実施要綱	P20

1. 地域生活支援拠点等の概要

(1) 地域生活支援拠点等の背景・趣旨

- 地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の整備とは、
障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能((3)参照)を、
地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。
(※改正障害者総合支援法(R6.4.1施行)に法定され、市町村に整備の努力義務が課された。)

(2) 地域生活支援拠点等に期待される役割

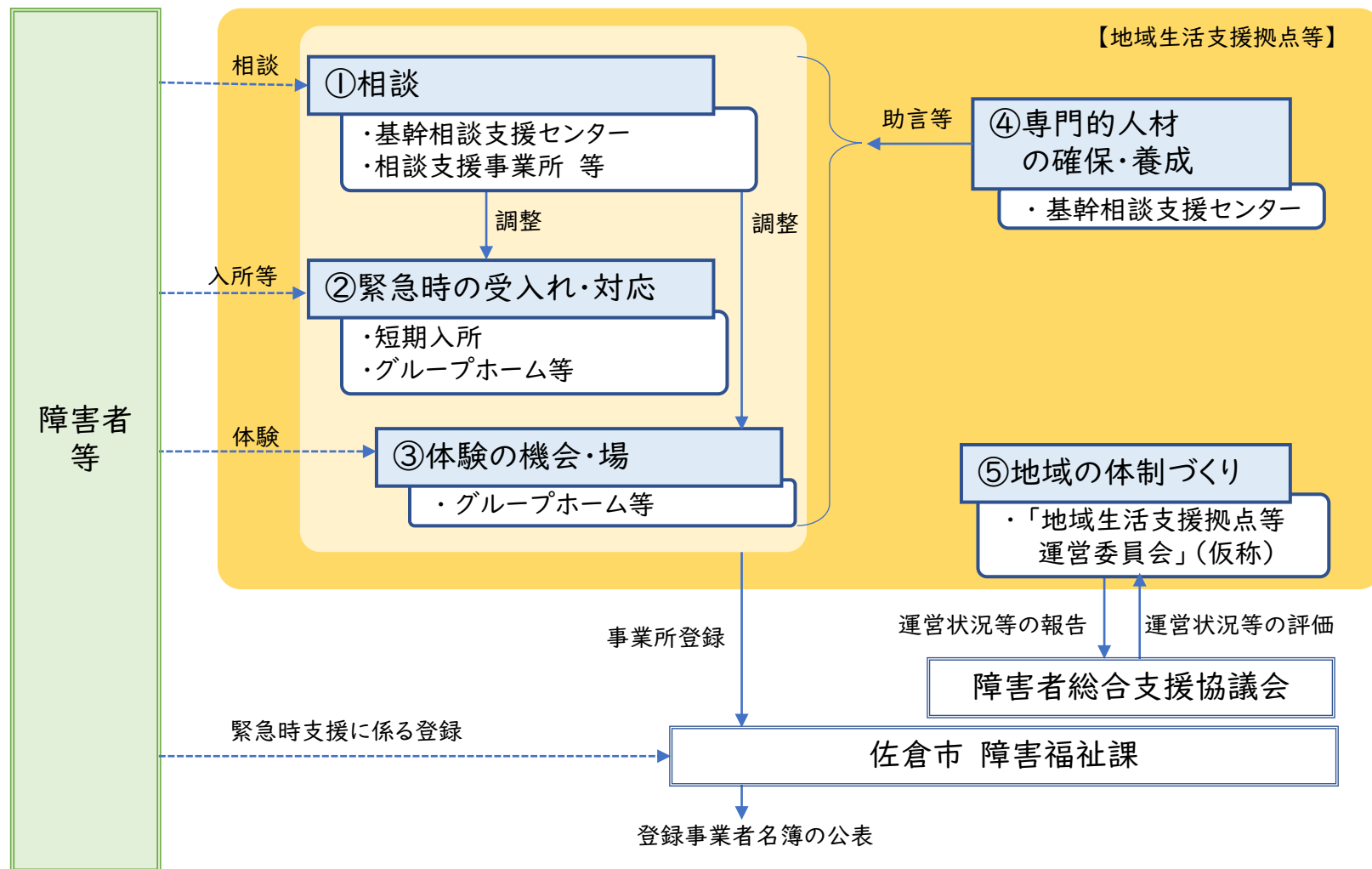
①地域生活における 安心の確保	緊急時(※)の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域における生活の安心感を担保する機能を備える (※)介護者が疾病等により障害者の介護が困難、障害者の行動特性や状態変化等により在宅での生活が困難等
②地域生活への移行 ・継続の支援	体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備し、地域での生活を支援する

(3) 地域生活支援拠点等に備えるべき5つの機能

①相談	緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制の確保や、緊急事態等における必要なサービスの調整や相談対応等の支援を行う
②緊急時の受入れ ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受入れや医療機関への連絡等の対応を行う
③体験の機会・場の 提供・対応	障害者支援施設等からの地域移行や親元からの自立に当たって、グループホーム等や一人暮らしの体験の機会・場の提供や必要な対応を行う
④専門的人材の 確保・養成等	医療的ケアが必要な者等に専門的対応を行うことができる体制の確保や、専門的対応ができる人材の養成を行う
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う

1. 地域生活支援拠点等の概要

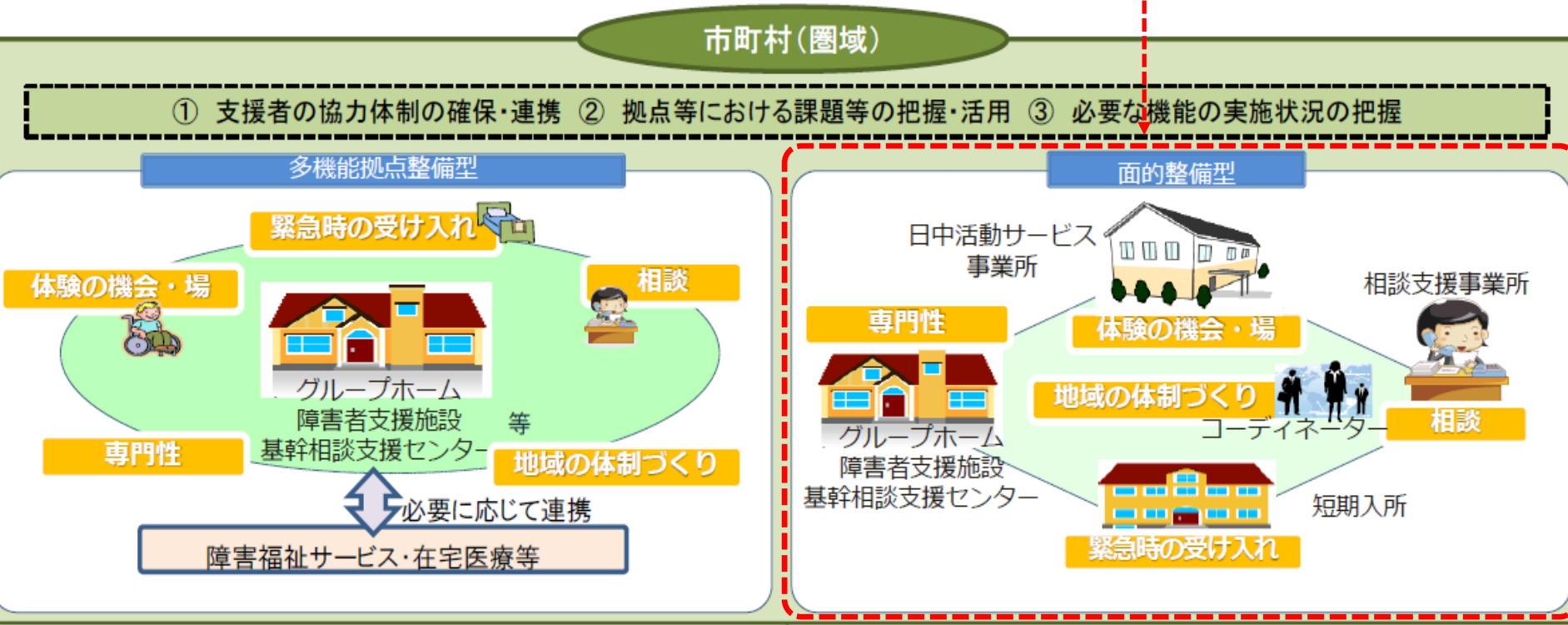
(参考) 地域生活支援拠点等の整備に係る全体像 (イメージ)



2. 地域生活支援拠点等の整備手法

- 拠点等の整備手法は、以下の2つの類型が示されている。
 - ①多機能拠点整備型：5つの機能（【P3】）を集約し、グループホームや入所施設等に付加するもの
 - ②面的整備型：5つの機能（【P3】）を複数の機関が分担するもの
- 佐倉市は、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、短期入所、グループホーム、日中活動系の障害福祉サービス事業所等、既存の社会資源が存在している現状等を踏まえ、「面的整備型」とする。

(参考) 地域生活支援拠点等の整備手法 (イメージ)



3. 佐倉市における地域生活支援拠点等の整備状況等

○佐倉市における拠点等の整備状況等（令和6年5月末現在）は以下のとおりです。

機能	現状	取組（案）	機能を担う機関（※）
①相談	・相談支援事業所の設置（社団法人へ委託）による相談支援等の実施 ※5か所（うち、2事業所は基幹相談支援センター）	・機能を担う事業者の登録 ・緊急時の支援が見込めず障害福祉サービスを利用していない障害者の事前登録制の実施 ・拠点コーディネーター配置の検討 （緊急時の連絡体制の明確化、他機関との連携を含む）	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 ・相談支援系
②緊急時の受入れ・対応	・短期入所による受入等の実施	・機能を担う事業者の登録 ・短期入所の空床状況の共有方法の検討 ・緊急時の受入・対応策（緊急枠の確保等）の検討	・日中活動系（短期入所等） ・居住支援系（グループホーム等） ・訪問系 ・訓練系・就労系
③体験の機会・場	・グループホームによる体験利用の受入れの実施	・機能を担う事業者の登録 ・グループホーム等の空床状況の共有方法の検討 （グループホーム等事業所連絡会の活用等）	・居住支援系（グループホーム等） ・日中活動系
④専門的人材の確保・養成	・療育支援コーディネーター及び精神保健福祉士の配置による専門的相談支援等の実施 ※基幹相談支援センターへ委託	・機能を担う事業者の登録 ・専門的人材養成に係る研修実施の検討 （県等主催の研修会等の活用を含む）	・基幹相談支援センター
⑤地域の体制づくり	（新設）	・機能を担う事業者の登録 ・「地域生活支援拠点等運営委員会」（仮称）の組織化	※①～④の機能を担う機関

（※）

- ・相談支援系：計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- ・日中活動系：短期入所、生活介護、施設入所支援
- ・居住支援系：自立生活援助、共同生活援助
- ・訪問系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
- ・訓練系・就労系：自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

4. 緊急時支援に係る登録手続

○介護者の不在や、障害児者の状態変化等の緊急時における支援が必要な場合は、事前登録をお願いいたします。
※日常的に相談支援事業所等へ支援の依頼ができる場合は、必ずしも登録する必要はありません。
また、登録をしない場合であっても、障害福祉課や相談支援事業所等への相談等はいつでも可能です。

(1) 手続の流れ

① 申請書の作成

・佐倉市地域生活支援拠点等緊急時支援登録申請書
(以下「申請書」という。)を作成

② 申請書の提出

・申請書を相談支援事業所又は
佐倉市障害福祉課へ提出(窓口、郵送、メール可)

③ 申請書の内容確認対応

・申請書の内容等について、
相談支援事業所又は佐倉市障害福祉課が
ヒアリングを行う場合がありますので、
ご協力をお願いいたします

(以下、佐倉市障害福祉課が対応するため、ご参考)

④ 緊急時支援登録者名簿への登録

・佐倉市障害福祉課が緊急時支援登録者名簿(以下「名簿」という。)へ掲載

⑤ 関係機関との連携(情報共有)

・緊急時の円滑な対応を図るため、佐倉市障害福祉課が申請書及び名簿を相談支援事業所等へ共有

(提出先)

事業所 (法人)	住所	電話番号 メールアドレス
アシスト (愛光)	〒285-0806 佐倉市大篠塚1587 南部地域福祉センターB棟	043-484-6392 assist@rc-aikoh.or.jp
きらり (えのき会)	〒285-0846 佐倉市上志津1340-3	043-488-3666 kirari-Soudan@feel.ocn.ne.jp
こもれびさくら (生活クラブ)	〒285-0837 佐倉市王子台4-28-12 T・第一ビル2階	043-462-5772 komorebisakura@kazenomura.jp
レインボー (千手会)	〒285-0852 佐倉市青菅字木ノ宮1051	043-463-1128 s-rainbow@smile.ocn.ne.jp
かけはし (愛光)	〒285-0005 佐倉市宮前2-13-1	043-497-2783 kakehashi@rc-aikoh.or.jp
佐倉市 障害福祉課	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043-484-4153 shogaifukushi@city.Sakura.lg.jp

4. 緊急時支援に係る登録手続

(2) 佐倉市地域生活支援拠点等緊急時支援登録申請書

(参考様式2)

佐倉市地域生活支援拠点等事業に係る緊急時支援登録申請書

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	

佐倉市地域生活支援拠点等事業に係る緊急時支援登録を希望するため、申請します。
また、当該事業において、支援を受けるために必要な範囲内で、個人情報に関係機関（佐倉市地域生活支援拠点等登録事業所名簿に掲載された事業者、医療機関、行政機関等）で共有することに同意します。

基本情報							障害の状況				生活の状況				医療の状況			その他	家族構成			
氏名 (漢字・ふりがな)	生年月日	年齢	性別	住所	電話番号	メールアドレス	障害者手帳	障害支援区分	障害名	利用している障害福祉サービス名・事業所名※相談支援事業所を含む	食事	排泄	入浴	更衣	持病、アレルギー、発作	薬	かかりつけ医療機関	支援時に配慮してほしいこと等	氏名	続柄	住所	電話番号

4. 緊急時支援に係る登録手続

(3) 佐倉市地域生活支援拠点等緊急時支援登録者名簿

(参考様式2)

佐倉市地域生活支援拠点等緊急時支援登録者名簿

No	基本情報								障害の状況				生活の状況				医療の状況			その他	家族構成			
	氏名 (漢字)	氏名 (ふりがな)	生年月日	年齢	性別	住所	電話番号	メールアドレス	障害者手帳	障害支援区分	障害名	利用している障害福祉サービス名・事業所名※相談支援事業所を含む	食事	排泄	入浴	更衣	持病、アレルギー、発作	薬	かかりつけ医療機関	支援時に配慮してほしいこと等	氏名	続柄	住所	電話番号
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								

5. 地域生活支援拠点等の機能を担う機関の登録手続

- 拠点等の5つの機能を担う機関は、登録をお願いいたします。
- 具体的な手続は以下のとおりです。

① 運営規程の改正

- ・運営規程に拠点等として各種機能を実施することを規定。
- ・運営規程の記載例はP11。

② 申請書の提出

- ・特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者は、以下を **佐倉市** 障害福祉課へ提出（メール、郵送、窓口）

ア	佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録申請書	P10
イ	運営規程（写）	P11
ウ	変更届出書（第2号様式）	P12
エ	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（第6号様式）	P13
オ	地域生活支援拠点等に関連する加算の届出（別紙68）	P14
カ	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）	P15

※障害福祉サービスにより、提出書類が異なるため、千葉県障害福祉事業課へご確認ください。
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話：043-223-2325（直通）

（参考）特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者『以外』の **千葉県** が指定権者の障害福祉サービス等の場合は、以下を **千葉県** 障害福祉事業課へ提出（郵送）（→加算請求可）

ア. 佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録 **通知書**（写）
+
左のイ〜カ

③ 地域生活支援拠点等登録事業所名簿への登録

- ・佐倉市障害福祉課が地域生活支援拠点等登録事業者名簿（以下「名簿」という。）へ掲載
- ・また、名簿を市HPへ掲載

④ 名簿登録の通知

- ・佐倉市障害福祉課が地域生活支援拠点等事業所登録 **通知書**（P16）を事業者へ送付

⑤ 千葉県への加算関係資料の届出

- ・佐倉市障害福祉課が加算関係資料を千葉県へ届出（→加算請求可）

4. 緊急時支援に係る登録手続

ア. 佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

別記
様式第1号（第7条関係）

佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長

申請者 (法人)	所在地	
	名称	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

佐倉市地域生活支援拠点等事業実施要綱第7条の規定により、地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業者として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所						地域生活支援拠点等として担う機能 ※「○」を記載					開始予定 年月日	
名称	所在地	事業所番号	障害福祉サービス等	電話番号	メール アドレス	相談	受 入 れ 及 び 対 応	緊急時の	体験の機会及び場の	専門的人材の 確保・養成		地域の 体制づくり

5. 地域生活支援拠点等の機能を担う機関の登録手続

イ. 運営規程（記載例）

※5つの機能のうち、担うものを運営規程に追記してください。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第〇〇条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

（1）相談

緊急事態における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態に必要な障害福祉サービス等の利用調整及び相談その他必要な支援を行う機能をいう。

（2）緊急時の受入れ及び対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における障害者等の受入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能をいう。

（3）体験の機会及び場の提供並びに対応

地域生活への移行及び親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービス等の利用及び一人暮らしの体験の機会及び場の提供並びに連絡等の必要な対応を行う機能をいう。

（4）専門的人材の確保及び養成

医療的ケアが必要な者、強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保並びに専門的な対応ができる人材の確保及び養成を行う機能をいう。

（5）地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応することができる障害福祉サービス等の提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。

4. 緊急時支援に係る登録手続

ウ. 変更届出書 (第2号様式)

様式第2号

変更届出書

(宛先) 佐倉市長

年 月 日

事業者 (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号		事業所名称		事業所所在地	
指定内容を変更した事業所		事業所名称		事業所所在地	
変更があった事項		(変更前)		(変更後)	
1	事業所 (施設) の名称				
2	事業所 (施設) の所在地 (設置の場所)				
3	申請者 (設置者) の名称				
4	主たる事務所の所在地				
5	代表者の氏名及び住所				
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)				
7	事業所の平面図及び設備の概要				
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴				
9	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴				
10	運営規程				
11	請求に関する事項				
12	役員の氏名、生年月日及び住所				
変更年月日		年 月 日		年 月 日	

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

4. 緊急時支援に係る登録手続

オ. 地域生活支援拠点等に関連する加算の届出（別紙68）

年 月 日

地域生活支援拠点等に関連する加算の届出

地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす事業所として、以下のとおり届け出ます。

1	届出区分	1	新規	2	変更	3	終了
2	事業所の名称						
3	地域生活支援拠点等としての位置付け	市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられたことを証明する運営規程の有無				有	無
		市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられた日付				年	月 日
4	市町村及び地域生活支援拠点等との連携及び調整に従事する者の氏名	※該当者が複数名いる場合は、各々の氏名を記載すること。					
5	当該届出により算定する加算	《緊急時対応加算 地域生活支援拠点等の場合》	対象：訪問系サービス※、 重度障害者等包括支援（訪問系サービスのみ対象）				
		《緊急時支援加算 地域生活支援拠点等の場合》	対象：自立生活援助、地域定着支援、 重度障害者等包括支援（自立生活援助のみ対象）				
		《地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合の加算》	対象：短期入所、重度障害者等包括支援				
		《緊急時受入加算》	対象：日中系サービス※				
		《障害福祉サービスへの体験利用加算》	対象：日中系サービス※				
		《体験利用支援加算・体験宿泊加算》	対象：地域移行支援				
		《地域移行促進加算（Ⅱ）》	対象：施設入所支援				
	《地域生活支援拠点等相談強化加算》	対象：計画相談支援、障害児相談支援					

添付書類：運営規定

運営規程は、当該事業所等が地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることが規定されているもの（規定の変更の手続中であるものを含む。）に限る。なお、事業所の運営規程が変更の手続中のものである場合は、当該変更の手続の完了後、速やかに変更後の運営規程を提出すること。

注1 地域生活支援拠点等機能強化加算については別に定める様式にて届出を行うこと。

注2 訪問系サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護をいう。

注3 日中系サービスとは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（養成含む）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労選択支援をいう。

4. 緊急時支援に係る登録手続

カ. 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙Ⅰ）（抄）

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス		定員数	定員規模	多機能型等 定員区分（※1）	人員配置区分 （※2）	その他該当する体制等		適用開始日
サービス共通						地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
短期入所						施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型（強化）	
						定員超過	1. なし 2. あり	
						職員欠如	1. なし 2. あり	
						大規模減算	1. なし 2. あり	
						身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
						業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
						情報公表未報告	1. なし 2. あり	
						常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり	
						重度障害者支援加算（強度行動障害）	1. なし 2. あり	
						単独型加算	1. なし 2. あり	
						医療連携体制加算（Ⅸ）	1. なし 2. あり	
						栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	
						食事提供体制	1. なし 2. あり	
						送迎体制	1. なし 2. あり	
						日中活動支援体制	1. なし 2. あり	
						福祉・介護職員等処遇改善加算対象（※16）	1. なし 2. Ⅰ 4. Ⅲ 5. Ⅳ 6. Ⅴ	
						福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）区分（※17）	1. Ⅴ（1） 2. Ⅴ（2） 5. Ⅴ（5） 7. Ⅴ（7） 8. Ⅴ（8） 10. Ⅴ（10） 11. Ⅴ（11） 13. Ⅴ（13） 14. Ⅴ（14）	
						指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
						共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
						福祉専門職員配置等（※5）	1. なし 2. Ⅰ 3. Ⅱ	
						地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
						中核の人材配置体制	1. なし 2. あり	

※例として「短期入所」部分のみを貼付

4. 緊急時支援に係る登録手続

・佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

様式第 2 号（第 8 条関係）

佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

障 第 号
年 月 日

所在地	
名 称	
代表者氏名	

佐倉市長 西田 三十五
（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった佐倉市地域生活支援拠点等事業の事業所登録について、佐倉市地域生活支援拠点等事業実施要綱第 8 条の規定により、登録したので通知します。

事業所				地域生活支援拠点等として担う機能					開始 年月日
名称	所在地	事業所番号	障害福祉サービス等	相談	受入れ及び対応 緊急時の	体験の機会及び場の 提供並びに対応の	専門的人材の 確保・養成	体制地域の づくり	

6. 地域生活支援拠点等に係る主な加算

○拠点等に係る主な加算は下表のとおりです。なお、詳細については法令等をご確認ください。

加算名	対象サービス	加算の内容
地域生活支援拠点等 相談 強化加算 [700単位／回]	計画相談支援、障害児相談支援	障害者等を受け入れる短期入所事業者に対し、情報提供や入所調整等を行った場合(月4回を限度)
地域生活支援拠点等 機能 強化加算【R6新設】 [500単位／月]	計画相談支援(P417)、障害児相談支援、自立生活援助(P323)、地域移行支援(P387)、地域定着支援(P396)の全てのサービスを一体的又は複数の事業者が連携して運営、かつ、拠点コーディネーター(原則常勤)1名以上配置	
緊急短期入所受入加算【R6見直し】 ー拠点等である場合 [+100単位／日] ー連携担当者配置、医療的ケア児者等を支援した場合【R6新設】[+200単位／日]	短期入所、重度障害者等包括支援	障害者等を受け入れた場合
緊急時 受入 加算【R6新設】 [+100単位／回]	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)	通所サービス事業所において、障害者等に対し、夜間に支援を行った場合 ※連携担当者1名以上要配置
緊急時 対応 加算【R6見直し】 [+50単位／回]	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	(居宅介護の場合)居宅介護計画に位置付けられていない居宅介護を障害者等に行った場合(月2回を限度) ※連携担当者1名以上要配置
緊急時 支援 加算【R6見直し】 [+50単位／日]	自立生活援助、重度障害者等包括支援	深夜に障害者等の居宅等に訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合 ※連携担当者1名以上要配置
障害福祉サービスの体験利用加算【R6見直し】 [+50単位／回]	地域移行	障害者等に対し、障害福祉サービスの体験利用支援を行った場合 ※連携担当者1名以上要配置
障害福祉サービスの体験利用加算 [+50単位／回]	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)	障害者等に対し、障害福祉サービスの体験利用支援を行った場合 ※連携担当者1名以上要配置
体験宿泊加算 [+50単位／日]	地域移行	単身での生活を希望している障害者等に対し、体験的な宿泊支援を行った場合
地域移行促進加算(Ⅱ)【R6新設】 [60単位／日]	施設入所支援	入所者に対し、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等の支援を行った場合(月2回を限度) ※連携担当者1名以上要配置
地域体制強化共同支援加算【R6見直し】 [2,000単位／月]	計画相談支援、障害児相談支援	障害者等に対し、支援関係者が会議により支援内容の決定して支援を行うとともに、障害者総合支援協議会に報告を行った場合(月1回を限度)

【出典】厚生労働省「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(H18.10.31障発第1031001号)【新旧対照表】」から佐倉市作成(頁数は掲載頁)

7.「地域生活支援拠点等運営委員会」の概要

○拠点等の運営状況等の評価を行い、より効果的かつ実効的な拠点等にしていきたいと考えております。

(1) 目的・役割

- 拠点等によるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を目的とする、「地域生活支援拠点等運営委員会」(仮称)を設置する。
- 本委員会においては、主に以下の役割を担う。
 - ・拠点等の整備・運営状況等について、評価(課題等)を行い、課題解決に向けた対応策の検討を行う。
 - ・上記の結果を障害者総合支援協議会に報告し、意見等を聴取する。

(2) 委員

- 基幹相談支援センター ○相談支援事業所
- 障害福祉サービス事業所(入所系、通所系、訪問系)
- 障害福祉課(事務局)

(3) 開催回数

○年1回以上

8. 佐倉市地域生活支援拠点等事業実施要綱

佐倉市地域生活支援拠点等事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等の整備（以下「地域生活支援拠点等事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、佐倉市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

(地域生活支援拠点等の機能)

第4条 地域生活支援拠点等の機能は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談 緊急事態における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態に必要な障害福祉サービス等の利用調整及び相談その他必要な支援を行う機能
 - (2) 緊急時の受入れ及び対応 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
 - (3) 体験の機会及び場の提供並びに対応 障害者支援施設等からの地域移行及び親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービス等の利用及び一人暮らしの体験の機会及び場の提供並びに連絡等の必要な対応を行う機能
 - (4) 専門的人材の確保及び養成 医療的ケアが必要な者、強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保並びに専門的な対応ができる人材の確保及び養成等を行う機能
 - (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できる障害福祉サービス等の提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
- (対象者)

第5条 法第77条第3項各号に掲げる事業の対象者は、佐倉市から、支給決定又は通所給付決定を受けている障害者又は障害児の保護者及びその障害児その他市長が必要と認める者とする。

(事業所の登録)

第6条 第4条各号に掲げるいずれかの地域生活支援拠点等の機能を有する次の各号のいずれかに該当する事業者は、運営する事業所について市長の登録

を受けることができる。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害者支援施設
- (3) 指定一般相談支援事業者
- (4) 指定特定相談支援事業者
- (5) 基幹相談支援センターの事業及び業務の実施の委託を受けている事業者
- (6) 指定障害児通所支援事業者
- (7) 指定障害児入所施設
- (8) 指定障害児相談支援事業者
- (9) その他市長が認める事業者

2 前項の規定にかかわらず、事業者の代表者、役員及び従事者が佐倉市暴力団排除条例（平成23年佐倉市条例第26号）第2条各号のいずれかに該当する場合は、登録事業者の対象としない。

3 市長は、地域生活支援拠点等事業の運営や活動状況について、法第89条の3第1項に規定する協議会において年に1回以上評価を行い、必要に応じて改善に向けた取組を行うものとする。

(登録の申請)

第7条 前条の規定により登録を受けようとする事業者は、佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（別記様式第1号）に地域生活支援拠点等の機能を担うことを規定している運営規程を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録の通知)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録を行う場合は佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（別記様式第2号）により、登録を行わない場合はその旨を書面により、通知するものとする。

(名簿の作成及び公表)

第9条 市長は、登録事業者について、佐倉市地域生活支援拠点等登録事業所名簿（別記様式第3号）を作成し、公表するものとする。

(変更の届出)

第10条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに佐倉市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（別記様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(廃止等の届出)

第11条 登録事業者は、地域生活支援拠点等の機能を廃止し、又は休止するときは、その日から起算して1か月前までに佐倉市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（別記様式第5号。以下「廃止・休止・再開届出書」という。）を、地域生活支援拠点等事業を再開したときは、その日から起算して10日以内に廃止・休止・再開届出書を市長に届け出なければならない

8. 佐倉市地域生活支援拠点等事業実施要綱

ない。

（守秘義務）

第 1 2 条 登録事業者の従事者又は従事者であったものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（調査等）

第 1 3 条 市長は、登録事業者に対し、必要に応じて地域生活支援拠点等事業に係る事業所の運営状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（登録の取消し）

第 1 4 条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の登録を取り消すことができる。

- （1）第 4 条第 1 項各号に掲げるいずれの機能も有しなくなったとき。
- （2）第 1 1 条の規定による地域生活支援拠点等事業の廃止の届出があったとき又は明らかに地域生活支援拠点等事業を廃止しているにもかかわらず、同条の規定による廃止の届出がないとき。
- （3）前条の規定により報告を求められ、虚偽の報告をしたとき。
- （4）前 3 号に掲げる場合のほか、登録事業者が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき。

（補則）

第 1 5 条 地域生活支援拠点等事業の実施に当たり、その他の必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 6 年 月 日決裁佐障第 号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

障害者の方々が、地域において、
自ら選んだ住まいで安心して、
自分らしい暮らしを実現することができるよう、
関係者が連携を図りながら、
地域生活支援拠点等の整備を進めていきましょう！

